

○中空知火葬場設置管理条例

昭和50年 9 月25日
条 例 第 4 号

(設置)

第1条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく火葬を行うための施設として、中空知火葬場（以下「火葬場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
滝の川斎苑	滝川市北滝の川2026番地2

(使用の許可)

第3条 火葬場を使用しようとする者は、組合長に申請し、その許可を受けなければならない。

(使用料)

第4条 前条の規定により使用の許可を受けた者は、別表に定める火葬場使用料を前納しなければならない。

(使用料の不還付)

第5条 既に納付した火葬場使用料は、組合長が特別の理由があると認めたときを除き、還付しない。

(使用料の減免)

第6条 組合長は、中空知衛生施設組規約（昭和44年地方第185号指令）第3条に規定する火葬場施設の設置及び運営に関する事務の対象となる市町の住民（以下「構成市町の住民」という。）で、天災その他特別な事情があると認めたときは、火葬場使用料を減免することができる。

2 組合長は、構成市町の住民で、火葬場使用料を納付すべき者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該火葬場使用料の額を規則で定める額にすることができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による生活支援給付を受けている者

(2) 70歳以上の単身者で、規則で定める要件に該当する者

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による母子家庭又は父子家庭に属する者で、規則で定める要件に該当する者

(管理)

第7条 火葬場は、これを衛生的かつ清潔に管理しなければならない。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月12日条例第1号）

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

附 則（昭和55年3月8日条例第2号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月11日条例第1号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月7日条例第2号）

この条例は、平成13年12月7日から施行する。

附 則（平成16年6月24日条例第1号）

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成18年12月1日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年11月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月26日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月27日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

区 分	単 位	使 用 料
12 歳 以 上	1 体	30,000円
12 歳 未 満	1 体	24,000円
死胎及び肢体の一部	1 個	12,000円
胞 衣	1 個	6,000円

備考 構成市の住民でない者については、この表による額に100分の250を乗じて得た額とする。